

## 利根町都市公園以外の公園及び緑地の管理に関する規則

令和 3 年 1 1 月 5 日町長決定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、町が管理する都市公園（都市公園法（昭和 3 1 年法律第 7 9 号）第 2 条第 1 項に規定する都市公園という。以下同じ。）以外の公園及び緑地の管理について必要な事項を定めるものとする。

(対象となる都市公園以外の公園及び緑地)

第 2 条 この規程の対象となる都市公園以外の公園及び緑地は、次の表に掲げるとおりとする。

名称	位置
早尾台貝塚公園	利根町大字早尾 2 0 0 番地 2 0 1
早尾台第 3 公園	利根町大字早尾 3 0 0 番地 3 1 0
羽根野台第 3 公園	利根町大字羽根野 6 8 4 番地 2
利根親水公園	利根町大字中谷 1 6 2 5 番地 2
早尾台緑地	利根町大字早尾 3 0 0 番地 3 1 9
早尾台緑地広場	利根町大字早尾 6 0 1 番地 4
羽根野台緑地 1	利根町大字羽根野 8 5 0 番地 9 0
羽根野台緑地 2	利根町大字羽根野 8 5 0 番地 1 1 9

(都市公園以外の公園及び緑地の管理)

第 3 条 都市公園以外の公園及び緑地の管理については、利根町都市公園の設置及び管理に関する条例（昭和 5 3 年利根町条例第 9 号）及び利根町都市公園の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 5 3 年利根町規則第 3 号の 1）の例による。

附 則

この規定は、令和 3 年 1 1 月 5 日から施行する。